

令和5年度十和田市物価高騰対策事業者支援給付金（宿泊事業者）事業実施要綱

（趣旨）

第1条 市は、物価高騰の影響を特に受けている宿泊事業者の事業の継続を支援するため、予算の範囲内で令和5年度十和田市物価高騰対策事業者支援給付金（宿泊事業者）（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（支給対象者）

第2条 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす個人事業主又は法人とする。

- (1) 申請日時点において、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館・ホテル営業又は簡易宿泊所営業を市内において行う者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。）
- (2) 令和4年12月31日以前に事業を開始した個人事業主にあつては、令和4年1月1日から同年12月31日までの間の事業所得等に係る確定申告又は市町村民税・都道府県民税の申告を行っていること。
- (3) 令和4年12月31日以前に事業を開始した法人にあつては、直近事業年度分の法人市民税の確定申告を行っていること。
- (4) 給付金の受給後も事業活動を継続する意欲があること。（冬季休業している宿泊事業者において同じ。）
- (5) 令和4年度分の市税等及び申請日時点において納期限を迎えた令和5年度分の市税等に滞納（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項若しくは同法第15条の4第1項に規定する徴収猶予の期間中である者、同法第15条の5第1項若しくは同法第15条の6第1項に規定する換価の猶予の期間中である者又は分割納付の誓約者（申請年度中に市税等の完納が見込まれ、市長が

納付誓約書を受理したものに限る。)であって納付計画のとおり納付されている者を除く。)がないこと。

(6) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。

(7) 次に掲げる給付金の支給を受ける者（支給を受ける予定である者を含む。）でないこと。

ア 令和5年度十和田市物価高騰対策事業者支援給付金（医療・福祉施設等）

イ 令和5年度十和田市物価高騰対策事業者支援給付金（農業者）

ウ 令和5年度十和田市物価高騰対策事業者支援給付金（中小企業者）

エ 令和5年度十和田市物価高騰対策事業者支援給付金（運送事業者）

オ 令和5年度十和田市エネルギー価格高騰対策交通事業者支援給付金

（給付金の額）

第3条 給付金の額（以下「給付金額」という。）は、次の表に掲げるとおりとする。

市内の宿泊施設の部屋数	給付金額
20部屋以下	100,000円
21～50部屋	200,000円
51～150部屋	500,000円
151部屋以上	1,000,000円

（給付金の支給の申請）

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度十和田市物価高騰対策事業者支援給付金（宿泊事業者）支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 個人事業主にあつては、令和4年分の確定申告書類又は令和5年度市民税・県民税申告書類の控え等の写し（令和5年1月1日以後に事業を開始した者にあつては、開業届の写し）

- (2) 法人にあつては、直近事業年度分の法人市民税の確定申告書類の写し（現事業年度以後に事業を開始した場合にあつては法人設立届出書の写し）
- (3) 令和4年度分の市税等及び申請日時点において納期限を迎えた令和5年度分の市税等に滞納がないことを証する書類
- (4) 支給対象事業に係る営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類の写し
- (5) 市内の宿泊施設における給付金申請時点の部屋数が分かる書類等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第1号から第3号までに掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があつたときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（申請受付期間）

第5条 給付金の支給に係る申請の期間は、令和6年2月29日までとする。

（給付金の支給の決定）

第6条 市長は、第4条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、給付金の支給の可否を決定し、令和5年度十和田市物価高騰対策事業者支援給付金（宿泊事業者）支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 給付金は、口座振込の方法により支給するものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 前条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能などがあり、市長が確認等に努めたにもかかわらず令和6年3月15日までに申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月25日から施行する。